

富田林市地域防災計画

～地震災害応急対策・復旧復興対策編 別編～

東南海・南海地震防災対策推進計画

平成18年1月

富田林市防災会議

富田林市地域防災計画 地震災害対策・復旧復興対策編 別編
[東南海・南海地震防災対策推進計画]

目 次

第1章	総 則	1
第1	計画の趣旨	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び構成	1
3	計画の点検と習熟	1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	2
1	富田林市	2
2	大阪府	6
3	大阪府警察（富田林警察署）	6
4	指定地方行政機関	6
5	自衛隊（陸上自衛隊第3師団）	6
6	指定公共機関及び指定地方公共機関	6
7	公共団体その他防災上重要な施設の管理者	8
第2章	災害対策本部等の設置等	9
第1	災害対策本部等の設置	9
第2	災害対策本部等の組織及び運営	9
第3	災害応急対策要員の参集（動員計画）	9
1	配備基準	9
2	動員	10
3	配備体制の確立	11
4	職員の参集	12
5	職員の出動、応援	13
第3章	地震発生時の応急対策等	14
第1	地震発生時の応急対策	14
1	情報の収集・伝達	14
2	避難の呼びかけ及び勧告・指示等	14
3	施設の緊急点検・巡視	15
4	二次災害の防止	15
5	消火・救助・救急活動	15
6	医療救護活動	15
7	物資調達	15
8	輸送活動	15

9	保健衛生・防疫活動	15
第2	資機材、人員等の配備手配	16
1	物資等の調達手配	16
2	人員の配置	16
3	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	16
第3	他機関に対する応援要請	16
1	府への応援要請	16
2	府内市町村への応援要請	16
3	緊急消防援助隊の派遣要請	17
4	相互応援協定市町村への応援要請	17
5	自衛隊の派遣要請	17
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	18
第1	避難対策等	18
第2	津波に関する情報の伝達等	18
第3	水道、電気、ガス、通信、放送関係	19
1	水道施設（市）	19
2	電力供給施設（関西電力株式会社）	19
3	ガス供給施設（大阪ガス株式会社）	19
4	電気通信施設（西日本電信電話株式会社等）	19
5	放送（日本放送協会大阪放送局）	20
第4	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	20
1	不特定かつ多数の者が出入りする施設	20
2	災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	21
3	工事中の建築等に対する措置	21
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	22
第6章	防災訓練計画	23
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	24
1	市職員に対する防災知識の普及	24
2	住民等に対する教育	24
3	児童・生徒等に関する教育	25
4	防災上重要な施設の管理者に対する啓発	25
5	防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習	25
6	防災相談	25
第8章	東南海・南海地震の時間差発生による災害拡大防止	26
第1	東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応	26
1	対応方針	26
2	応急危険度判定の迅速化等	26
第2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	26

第1章 総 則

第1 計画の趣旨

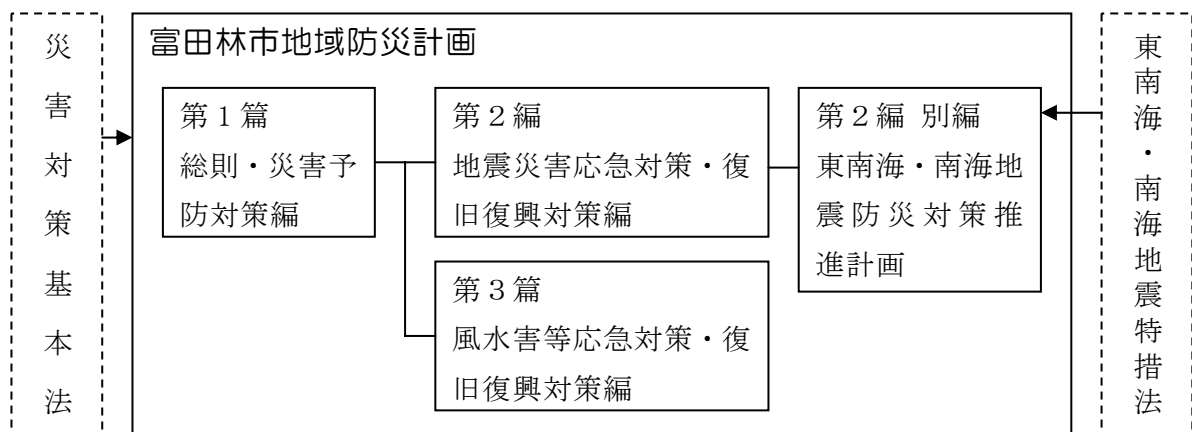
1 計画の目的

本計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による推進地域に富田林市が指定された（平成15年12月7日内閣府告示第288号）ことを受け、法第6条の規定に基づき、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、防災訓練、その他重要な対策に関する事項等を定め、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることで、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震から本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ及び構成

本計画は、東南海・南海地震特措法第6条に基づく推進計画として、富田林市防災会議が定めるものである。なお、本計画は、『富田林市地域防災計画 地震対策編』の別編とする。

本計画は、東南海・南海地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、富田林市地域防災計画地震対策編によることとする。



3 計画の点検と習熟

本計画は、今後の東南海・南海地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

本計画は、富田林市の職員及び防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら本誌の防災対策に関わる各主体が連携・協力して習熟に努める。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関し、本誌の区域内の公的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 富田林市

(1) 本部事務局（総務部 危機管理課）

- 災害対策本部の活動計画の総合調整に関する事
- 被害状況の総括及び報告に関する事
- 災害応急対策実施状況の総括に関する事
- 災害救助法の適用申請に関する事
- 防災行政無線の適用に関する事
- 防災関係機関との連絡調整に関する事
- 災害見舞金の支給に関する事

(2) 市長公室

- 国及び府関係者の被災地視察に関する事
- 本部長の被災地視察に関する事
- 職員の非常召集、現況把握に関する事
- 災害対策要員の確保に関する事
- 各部への応援要員編成に関する事
- 職員、災害対策要員の災害補償、給与、手当に関する事
- 市民に対する災害情報と予警報の公告宣伝及び報道機関との連絡に関する事
- 被害状況等の撮影・記録に関する事
- 町会、自治会との連絡調整及び協力要請に関する事
- 記録、整理に関する事
- 災害情報の発信、収集に関する事
- 庁内情報システムのセキュリティに関する事
- 金剛地域の被災状況全般の把握及び本部との連絡調整に関する事

(3) 総務部

- 災害情報の収集に関する事

- 市民からの通報受付に関する事
- 車両の確保、配車に関する事
- 義援物資の受領、保管に関する事
- 市有財産の被害状況調査及び復旧に関する事
- 災害対策の予算措置に関する事
- 災害応急対策資材の調達に関する事
- 緊急時における建設業者への応援要請に関する事
- 用品の調達に関する事

(4) 市民生活部

- 市民の生命、身体及び財産にかかる被害状況調査に関する事
- 罹災証明書の発行に関する事
- 災害時の食糧、生活必需品等救助物資の調達及び輸送に関する事
- 救援物資等の配分に関する事
- 市民相談、苦情等の受付、処理に関する事
- 防疫対策及び清掃（ゴミ・し尿）の実施に関する事
- 一類感染症等患者発生に対する措置に関する事
- 防疫薬品及び防疫資材の調達、整備に関する事
- 遺体の収容及び埋葬に関する事
- 公害発生の予防及び処置に関する事
- 災害による廃材・ガレキ等の処理計画に関する事
- 商工業関係の被害状況調査に関する事
- 商工業者への災害融資斡旋に関する事
- 罹災者への災害対策資機材の斡旋に関する事
- 災害時における米穀及び食糧・生活必需品の調達（大中規模・小売店舗等との連携）に関する事
- 商工会との非常対策の連絡に関する事

(5) 保健福祉部

- 避難者の誘導に関する事
- 慰労金の支給及び災害救護資金の貸付に関する事
- 災害生業資金の貸付調査に関する事
- 生活保護世帯等の罹災状況調査に関する事
- 罹災者に対する炊き出し等救護に関する事
- 赤十字奉仕団との連絡調整及び義援金に関する事
- 防災ボランティアの対応及び協力要請に関する事
- 罹災者に対する炊き出し等救護に関する事
- 避難収容者の救護及び調査に関する事
- 災害時要援護者の救援救護に関する事

- 医療、助産の実施に関する事
- 医師会、病院との連絡調整に関する事
- 医療・助産薬品の調達、整備に関する事
- 医薬品等の調達及び供給体制の整備に関する事
- 保育所等の連絡、安全確保、施設の管理に関する事
- 施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関する事

(6) まちづくり政策部

- 道路、橋梁等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事
- 調査及び応急対策にあたる作業隊の編成に関する事
- 障害物の除去に関する事
- 交通機関の被害状況調査に関する事
- 道路通行規制実施に関する事
- 水防資機材の整備、点検、払い出しに関する事
- 住宅造成地、急傾斜地、土砂流等危険箇所の点検に関する事
- 被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関する事
- 応急仮設住宅、仮設便所、応急避難収容施設の建設及び住宅応急修理に関する事
- 市営住宅その他公共施設の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関する事
- 河川水路、ため池等の農業用施設、急傾斜地、公園の被害状況調査及び応急対策に関する事
- 河川水域の監視及び警戒に関する事
- 水利組合及び関係機関との調整に関する事
- 農林畜産物関係の被害状況調査に関する事
- 農林業者への災害融資斡旋に関する事
- 農業への非常対策の連絡に関する事
- 施設の管理に関する事

(7) 人権文化部

- 避難所の開設運営に関する事
- 施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関する事
- 避難収容者の救護及び調査に関する事
- 避難者への食糧・救助物資の配給に関する事
- ボランティア・NPOの受入と連絡調整に関する事

(8) 上下水道部

- 下水道等排水施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事
- 市民への周知及び下水処理施設関係機関との調整に関する事
- 関係機関との連絡調整に関する事
- 給水活動の総合調整に関する事

- 応急給水の実施に関する事
- 断水及び復旧状況等の広報に関する事
- 原水、浄水の確保に関する事
- 給水薬品の確保に関する事
- 緊急時における病院・避難施設への給水に関する事
- 水道施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事
- 水道復旧資機材の確保に関する事

(9) 教育委員会

- 学校教育施設における避難所の開設運営に関する事
- 文化振興事業団との連絡調整に関する事
- 施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関する事
- 避難所収容者の救護及び調査に関する事
- 避難者への食糧・救助物資の配給に関する事
- 教育機能の復旧に関する事
- 児童・生徒の避難救助及び罹災状況の調査に関する事
- 罹災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事
- 文化財等被災状況調査及び応急対策に関する事
- 施設の管理及び緊急措置に関する事

(10) 市議会事務局

- 市議会議員との連絡調整に関する事
- 本部長の特命事項に関する事
- 災害時における他の部への応援協力に関する事

(11) 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局

- 行政委員会との連絡に関する事
- 本部長の特命事項に関する事
- 災害時における他の部への応援協力に関する事

(12) 会計課

- 災害救助法による物品、資材に要した費用及び災害対策本部の活動に要した費用の経理に関する事

(13) 消防本部

- 消防・水防活動の実施に関する事
- 危険物災害応急対策に関する事
- 救出救助業務並びに行方不明者の捜査に関する事
- 被害地の整理等に関する事
- 自主防災等住民組織との調整に関する事

2 大阪府

(1) 大阪府南河内地域防災推進室

- 災害予防及び災害応急対策に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

(2) 大阪府富田林土木事務所

- 府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関すること
- 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること

(3) 大阪府南河内農と緑の総合事務所

- ため池に係る水防対策に関すること

(4) 大阪府富田林保健所

- 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指示及び防疫活動に関すること

3 大阪府警察（富田林警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制及び管制に関すること
- 広域応援等の要請及び受入れに関すること
- 遺体の検死（見分）等の措置に関すること
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること
- 防災資器材の整備に関すること

4 指定地方行政機関

(1) 近畿地方整備局大和川河川事務所

- 水防資機材の整備、備蓄に関すること
- 水防活動の実施に関すること

5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 富田林市地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 市及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援及び協力に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西支社）及び株式会社NTTドコモ関西（以下、本計画においては「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西支社）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること

- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
 - 津波警報、気象警報の伝達に関する事
 - 災害時における重要通信確保に関する事
 - 災害関係伝法・電話料金の減免に関する事
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
 - 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事
- (2) 日本赤十字社 (大阪府富田林支部)
- 災害時における医療助産等救護活動に関する事
 - 避難所奉仕、義援金品の募集及び配分の協力に関する事
 - 医薬品等の供給及び救助物資の備蓄に関する事
- (3) 大阪ガス株式会社 (南部導管部)
- ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
 - 災害時におけるガスの供給確保に関する事
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (4) 日本郵政公社近畿支店富田林市内郵便局
- 災害時における郵便業務の確保に関する事
 - 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関する事
- (5) 日本通運株式会社
- 緊急輸送体制の整備に関する事
 - 災害時における救助物資、避難者の緊急輸送の協力に関する事
 - 復旧資材等の輸送協力に関する事
- (6) 関西電力株式会社 (羽曳野営業所)
- 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
 - 災害時における電力の供給確保に関する事
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- (7) 各地方鉄道 (近畿日本鉄道株式会社, 南海電気鉄道株式会社)
- 鉄道施設の防災管理に関する事
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

7 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 社団法人富田林医師会
 - 災害時における緊急医療救護活動に関する事
- (2) 社団法人富田林歯科医師会
 - 災害時における緊急医療救護活動に関する事
- (3) 富田林薬剤師会
 - 災害時における緊急医療救護活動に関する事
- (4) J A大阪南農業協同組合
 - 市の実施する営農指導及び被害調査の補助に関する事
 - 農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付に関する事
- (5) 大阪府森林組合
 - 山林火災予防対策に関する事
- (6) 富田林商工会等
 - 被災者への救助用物資・復旧資材の確保の協力に関する事
- (7) ため池管理者・水利組合
 - ため池・水門・水路その他農業用施設の整備と防災管理に関する事
- (8) 危険物関係の取扱い施設管理者
 - 災害時における危険物の保安に関する事
- (9) 学校、幼稚園、保育所(園)、病院、介護保険施設等、公的施設の管理者
 - 災害時の要介護者支援体制の整備に関する事
 - 施設入所者及び利用者の避難に関する事
- (10) 社団法人大阪府エルピーガス協会
 - エルピーガス施設の整備と防災管理に関する事
 - 災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関する事
 - 災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関する事
 - 被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (11) 富田林市社会福祉協議会
 - 災害時における福祉に関する事
 - ボランティアの防災活動支援に関する事
- (12) 各乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、株式会社金剛自動車）
 - バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧に関する事
 - 災害時の緊急輸送対策に関する事

第2章 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判断される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法第23条第1項及び富田林市災害対策本部条例（昭和38年 富田林市条例第53条）に基づき、直ちに富田林市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、これを的確かつ円滑に運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、「富田林市地域防災計画〔地震災害応急対策・復旧復興対策編〕第1章 地震災害応急対応体制 第1節 組織動員体制」に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集（動員計画）

この計画は、地震による被害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を神速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を定めているものである。

所属長（部長）は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の住所録を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて、速やかに応急対策活動を実施するものとする。

1 配備基準

職員の配備（動員）基準は、次のとおりとする。

ただし、各所属長（部長）は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、この基準と異なる動員体制をとることができる。

【配備基準】

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制		1 市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4の地震が発生したとき（自動配備） 2 本部を設置するに至らない場合で市長が必要と認めたとき	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制 動員人数 20 人以上
災害対策本部体制	A号配備	1 市域で震度5弱の地震が発生したとき（自動配備） 2 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制 動員人数 50 人以上
	B号配備	1 市域で震度5強の地震が発生したとき（自動配備） 2 中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	小規模な災害応急対策を実施する体制 動員人数 200 人以上
	C号配備	1 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動配備） 2 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員を動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することができる。	

2 動員

(1) 動員配備指令

ア 本部設置前

震度階に応じた配備（自動配備指令）となる。

イ 本部設置後

原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。

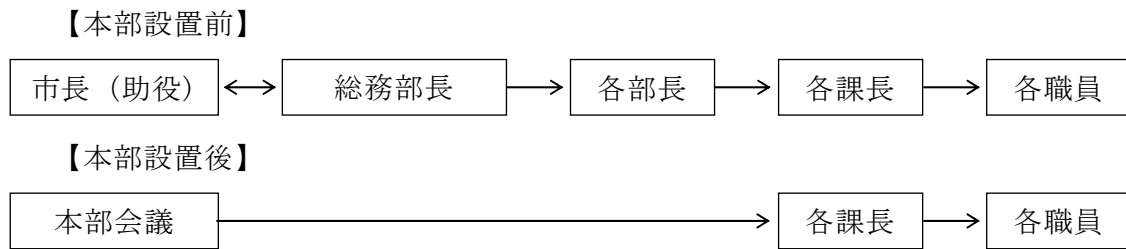
ウ 特例

市長（本部長）、助役（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の部に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務部長が各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

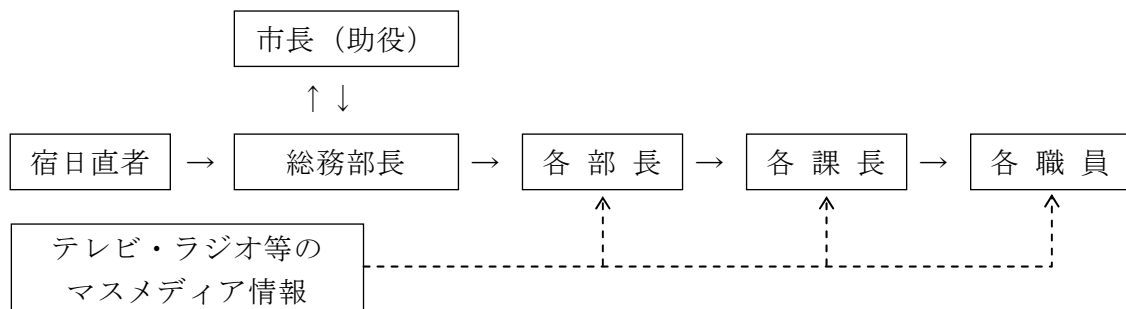
勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート



(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

震度階に応じた動員配備となるが、総務部長（不在の場合は危機管理課長）は、電話連絡可能な場合、本庁舎の宿日直者（この節において以下「宿日直者」という。）から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各部長に連絡する。また市長及び助役にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



- ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各部の総務を担当する部署の職員が動員配備指令を連絡する。
- イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各部の総務を担当する部署の職員が、部内連絡網により動員配備を連絡する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、震度階に応じた配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務部長又は総務部危機管理課長が参集していない場合に限り、

参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

ア 宿日直者及び本庁舎の警備員は、富田林市消防署、富田林警察署等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたりとともに市民からの通報等による被害情報の收受も行う。

イ 宿日直者は、必要に応じて府及び関係機関との連絡調整にあたる。

ウ 市役所近傍に居住する職員の内から、市長があらかじめ指名した職員及び総務部危機管理課職員は、速やかに市役所401会議室に自主参集し、本部体制が確立できるよう宿日直者と連携して、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。特に、市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は直ちに次の場所へ非常参集する。

ア 勤務時間内の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は指示された場所

イ 勤務時間外の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は近くの避難所

(2) 自主参集

勤務時間外において市域又は隣接市町村（羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で震度4以上の地震が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5) 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」（資料編第5章第2節の6を参照）により総務部に報告する。

総務部は、各部の報告を整理して本部長に報告する。

(6) 参集時の注意事項

ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

5 職員の出動、応援

(1) 出 動

あらかじめ定められた参集場所へ出動する。ただし指示ある場合は、指示に従い出動する。

(2) 職員証等

職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入調査を行う場合には、職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

(3) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、あらかじめ車両運行計画を作成する。

イ 出動車両の配車位置は、原則として平常時の指定場所とする。

(4) 応援要請

各部署は、災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部に応援を要請する。

第3章 地震発生時の応急対策等

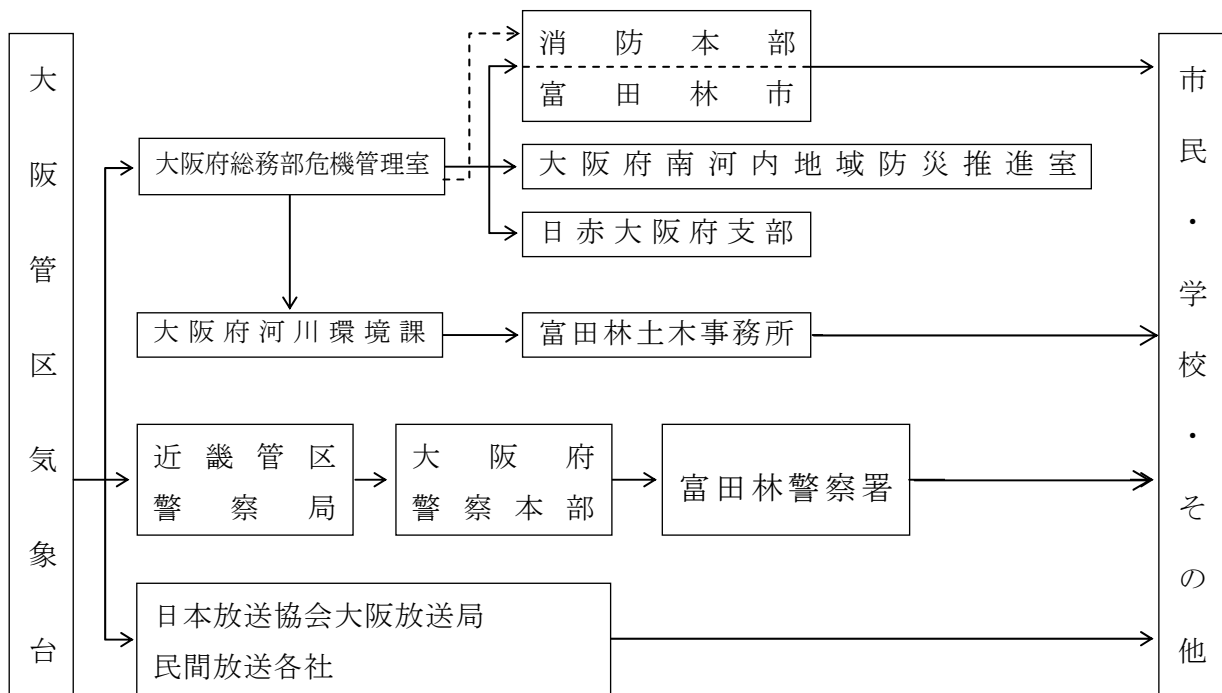
第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達系統

地震等に関する情報の伝達系統は次図のとおりである。

【大阪管区气象台からの地震に関する情報の連絡系統図】



(2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、情報の種類によっては被災の状況により、通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるようにバックアップ体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

(3) 通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対処するものとする。

- ① 助役事務分担規則に掲げる順序により、助役が市長に代わり災害対策本部長の職務を代行する。
- ② すべての助役が参集できない場合は、収入役が災害対策本部長の職務を代行する。

2 避難の呼びかけ及び勧告・指示等

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長は必要に応じて河川上にある者、並びに河川

付近の住民等に直ちに避難し、安全な場所に避難するよう呼びかけ、勧告又は指示する。

具体的には「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章 初期応急活動 第4節 応急避難」に定めるところにより適切に実施する。

3 施設の緊急点検・巡視

各担当部は、「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第1章 地震災害応急対応体制 第2節 災害情報の収集・伝達に関する計計画 第2 被害情報収集・報告」に定めるところにより、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

4 二次災害の防止

各担当部は、二次被害防止のため「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章 初期応急活動 第5節 二次災害の防止」に定めるところにより、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

5 消火・救助・救急活動

消火・救助・救急活動については、「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章 初期応急活動 第2節 消火・救助・救急活動」に定めるところによる。

6 医療救護活動

医療救護活動については、「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章 初期応急活動 第3節 医療救護活動」に定めるところによる。

7 物資調達

災害対策本部は、発災後適切な時期において、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

8 輸送活動

輸送活動については、「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章 初期応急活動 第6節 交通輸送対策 第3 緊急輸送体制の確立」に定めるところによる。

9 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「地震災害応急対策・復旧復興対策編 第3章 応急対策活動 第8節 保健衛生・防疫対策」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

各担当部は地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努める。

2 人員の配置

市本部は、人員の配備状況を大阪府に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 各担当部は、地震が発生した場合において、富田林市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 具体的な措置内容は、各担当部において別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 府への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況
- ② 応援を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各部局において府の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、市長は要請した旨を知事に報告する。

2 府内市町村への応援要請

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府内市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ① 災害の状況

- ② 応援を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の範囲が拡大し、富田林市消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

4 相互応援協定市町村への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

5 自衛隊の派遣要請

- ① 市長は、要請基準により知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。
 - ② 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、自衛隊に直接通知する。
- ※ 原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

本市は、内陸地に位置しているため、とりわけ津波からの防災対策を講ずる必要性はないが、東南海・南海地震に伴い発生する津波が石川を遡上し、石川河川敷が浸水する可能性も完全に否定することができない。

そのため、市は以下の取り組みを実施する。なお、避難に係る基本的事項は「富田林市地域防災計画《地震災害応急対策・復旧復興対策編 第2章初期応急活動 第4節 応急避難》」のとおりとする。

- (1) あらかじめ職員・市民に対して、以下の防災教育・啓発を行い、津波からの防護及び避難の確保に資するよう努める。
 - ア 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される震度及び津波に関する知識
 - イ 地震・津波に関する一般的な知識
 - ウ 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動等に関する知識
 - エ 東南海・南海地震に伴い津波が石川を遡上する危険がある場合、石川河川敷からの退去及び立ち入り自粛の周知
- (2) 東南海・南海地震又は当該地震と判断されうる規模の地震が発生し、津波遡上の危険があると判断されるときは、大和川河川事務所にも確認し、必要があれば速やかに石川河川敷から退去すべきこと及び立ち入らないこと等を、防災行政無線（同報系）や広報車等を通じて緊急伝達するとともに、消防団・自主防災組織等に周知を依頼する。
- (3) 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてのパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行うこととする。
- (4) 外国人、旅行者等に対する避難については、関係事業者・団体等と連携して行うように努めるものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「富田林市地域防災計画《地震災害応急対策・復旧復興対策編》第1章地震災害応急対応体制 第2節災害情報の収集・伝達に関する計画」のとおりとする。

第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道施設（市）

市は、地震からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため、次の措置を行う。

被害箇所の応急復旧着手までの間の緊急措置として、漏水による道路陥没等の二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合にあっては、速やかに緊急断水等の危険防止の措置を講じる。

2 電力供給施設（関西電力株式会社）

地震発生時の円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカー開放等の措置に関する広報を実施する。

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電気供給のための体制確保等を実施する。

3 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

地震発生時の円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 電気通信施設（西日本電信電話株式会社等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の通信の輻輳時の対策等の措置を実施する。

（1）電源の確保

予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保を図る。

（2）通信の非常そ通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を行う。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するための措置が必要な場合は臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電話は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できるよう災害用伝言ダイヤル（171）を提供する。

（3）被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

（4）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊

急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

- ① 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し早期復旧に努める。

(5) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 放送（日本放送協会大阪放送局）

被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が、円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

発災後も円滑に放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第4 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

- ② 学校等にあつては、
 - ア 生徒等の避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に救護を必要とする生徒等がいる場合、これらのものに対する救護の措置
 - ③ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
- (3) 具体的な措置
- 施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに各管理者において別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとる。
- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 富田林市地域防災計画に定める避難場所がおかれる学校等の管理者は、災害対策本部(市)が行う避難所の開設に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

市の管理する工事中の建築物、土木構造物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、府と協力して「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 111 号）に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 13 年度～平成 17 年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 対象地域

富田林市全域

2 計画の初年度

平成 13 年度

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (5) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (6) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。
- (7) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (8) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (9) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

第6章 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。この防災訓練は、地震発生時における避難のための災害応急対策を中心とする。

なお、市は大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
- (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 水門、樋門等の閉鎖訓練
- (5) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都道府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、「富田林市地域防災計画 《総則・災害予防対策編》 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災知識の高揚」の定めるところによるほか、防災機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する防災知識の普及

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき知識
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対する防災教育を行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前トークの活用など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意し、以下の事項を含む実践的な教育を行う。

- ① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の知識
- ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 平素居住者が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童・生徒等に関する教育

小学校、中学校、高等学校では、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

(1) 児童・生徒に対する防災教育

- ① 過去の地震及び津波災害の実態
- ② 地震及び津波災害の基本的な知識
- ③ 地震が発生した場合の対処の仕方
- ④ 防災啓発広報に基づき、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(2) 教職員に対する防災教育

- ① 地震及び津波災害時に教職員のとるべき行動とその意義
- ② 負傷者の応急手当
- ③ 地震及び津波災害時に特に留意する事項等に関する研修

4 防災上重要な施設の管理者に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、介護保険施設等の防災上重要な施設の管理者に対して、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用等により、地震に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

被害を軽減するためにも、防災知識の普及・啓発を進めることは大切である。特に火災は、防火知識の低下によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会へ、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識及び技術を養成する特別講習会への参加を呼びかける。

6 防災相談

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な相談窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

第8章 東南海・南海地震の時間差発生による 災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、応急対策要員の配置などの対応策を明確にした、対策マニュアルを作成することとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物への立ち入り禁止や警戒区域の設定等を行うものとする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧復興編附則「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。